

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>（船舶自動識別装置等）</p> <p>第四十五条の三の四 船舶局に備える船舶自動識別装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2 海岸局に備える船舶自動識別装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 施行規則第二条第三十七号の四(1)に掲げるもの</p> <p>イ 前項第一号（ハ及びホからカまでを除く。）、第二号、第三号（ロは、デジタル選択呼出装置受信部を有する場合に限る。）並びに第四号に規定する条件に適合すること。</p> <p>ロ 船舶局が間接的に同期をとるために時刻、位置の情報を周期的に送信できること。</p> <p>ハ 船舶局に対して送信スロットの割当てを行うことができること。</p> <p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。</p> <p>二 施行規則第二条第三十七号の四(2)に掲げるもの</p> <p>イ 前項第一号（ロ、ハ及びホからカまでを除く。）並びに第二号に規定する条件に適合すること。</p> <p>ロ 航行する船舶の指標となる航路標識の種類、名称、位置</p>	<p>（船舶自動識別装置等）</p> <p>第四十五条の三の四 船舶局に備える船舶自動識別装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2 海岸局に備える船舶自動識別装置は、前項（第一号ホからカまで及び第五号を除く。）の規定によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 船舶局が間接的に同期をとるために時刻、位置の情報を周期的に送信できること。</p> <p>二 船舶局に対して送信スロットの割当てを行うことができること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。</p>

3 (略)

その他の航路標識を識別する情報(いう。)を送信することができること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている海岸局に備える船舶自動識別装置に係る無線設備の条件は、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。